

公認競技会の格付規程

(2023年2月18日改定4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会という）が公認する競技会について、競技レベルや開催規模を明確化することで、会員の競技会への参加を促進することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 協会が公認する全ての競技会を対象とする。

(格付内容および名称)

第3条 協会は、公認する競技会を参加者の競技レベルや開催規模に応じて、格付を行う。格付の名称は、グレードとし、重要度の高い順に1、2、3、4の4段階とし、それぞれグレード1（略称：G1）、グレード2（略称：G2）、グレード3（略称：G3）、グレード4（略称：G4）と称する。

2. グレード1は、協会が主催する国内最高位の競技会及び国民体育大会とする。国際基準に準拠し、原則として同一会場で競技を行なう競技会とする。
3. グレード2は、協会が主催するグレード1に準ずる競技会とする。国際基準に準拠し、原則として同一会場で競技を行なう競技会とする。
4. グレード3は、ブロック別での競技会等、競技力向上のために開催される競技会とする。該当する競技会は、事前に主管団体が試合要項を競技運営委員会へ提出し、競技運営委員会の承認を経て、協会事業計画に公認競技会一覧として記載する。
5. グレード4は、普及育成のために開催される競技会とする。
6. 複数拠点をオンラインで繋ぎ、同時に実施する競技会については、競技会全体の審判配置により、格付けを決定する。
7. ランクリスト大会等、複数拠点で6項以外の方法で実施する競技会については、各競技会場の審判配置により、会場ごとに格付けを決定する。

(主催試合)

第4条 協会主催試合は協会事業計画に記載し、理事会承認を得るものとする。

(グレードと記録の公認)

第5条 グレードと記録の公認は、記録公認規程による。

(用語の定義)

第6条 審判員等の配置にあたり、以下の通り用語を定義する。

- 2 大会会長は、大会の主催者を代表する。この役職は、グレード1及びグレード2の競技会においては原則として日本ライフル射撃協会会長とする。グレード3の競技会についてはブロック理事や加盟団体代表者に準ずる者をもって充てる。
- 3 テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）は、競技会における技術面の一切の権限を持ち、ジュリー団、ならびに競技役員と緊密に連絡を取り、円滑な競技会運営を行う責任を負う。この役職は、テクニカルデレゲート制度規程に基づき選任された本部公認審判員をもって充てる。
- 4 コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）は、競技会の準備、運営、管理に責任を負う。
- 5 ジュリーオブアペール（上訴審判員）は、選手・監督・コーチ等からジュリーの裁定に対する上訴が提出された場合に、ISSFルールとその精神に則り、最終裁定を下す。
- 6 ジュリー（審判員）は、ISSFルール6.8に則り、ルールに規定されていない事案も含め、あらゆる問題に対して裁定を下す。また、競技役員を助言し、援助し、監督する責任を負う。
- 7 オフィサー（競技運営役員）は、ISSFルール6.1.5.2および6.9に則り、ジュリーと緊密に連携し、競技会の準備、運営、管理の実務を行う。
- 8 チェアパーソンは、長として担当領域のジュリー（審判員）を統括する。
- 9 チーフは、長として担当領域のオフィサー（競技役員）を統括する。
- 10 RTS (Results, Timing and Scoring) は、結果、時間計測、採点を意味する。
- 11 EC(Equipment Control)は、用具検査を意味する。
- 12 EST(Electronic Scoring Target)は、電子標的を意味する。

(グレードと競技運営体制について)

- 第7条 グレード1、グレード2の競技会においては、テクニカルデレゲートを配置し、ルールに則した競技会運営を厳格に実施する。
2. グレード3の競技会においては、ルールに基づき競技運営を実施することとするが、テクニカルデレゲートに代わり本部公認審判員を2名、及び公認審判員1名を配置し、その指示の元に服装検査等に簡素化を図った競技会運営をおこなうことができる。
 3. グレード4の競技会においては、ルールに基づき競技運営を実施することとするが、テクニカルデレゲートに代わり公認審判員を2名配置し、その指示の元に服装検査等に簡素化を図った競技会運営をおこなうことができる。
 4. グレード1、グレード2の競技会においては、TDは、競技会終了後1週間以内

に「競技会報告書（ジュリー・オフィサー配置状況、ジュリー評価表含む）」を競技運営委員会に提出する。

5. グレード3、グレード4の競技会の公認審判員については、各加盟団体の責任においてこの規程に定められた公認審判員を配置する。主管する加盟団体が、「協会指定データベース記録反映用エクセルフォーム」（成績記録報告シート）に公認審判員を明記し、ニチラネットにアップロードする。
6. 競技会において、段級受験があった際には、主管する加盟団体が、「協会指定データベース記録反映用エクセルフォーム」（成績記録報告シート）に段級審査委員（公認審判員）を明記し、ニチラネットにアップロードする。

（グレードとファイナルの実施）

第7条 グレード1、グレード2の競技会で、ライフルおよびピストルのオリンピック種目の競技を行う場合は、当該大会のTDが実施不可能と判断する場合を除き、必ずファイナルを実施しなければならない。

（グレードと標的に撃ち込む弾数について）

第8条 グレードと標的に撃ち込む弾数については、ルールによる。

（グレードと段級受験について）

第9条 グレードと段級受験については、次のとおりとする。

- ① グレード1、グレード2については、すべての段級位の受験を認める。
- ② グレード3、グレード4については、5段以下の受験を認める。

（グレードとランキング）

第10条 協会は、次によりランキングを実施する。

① 対象の種目

スモールボア・ライフル	R3PM、R3PW、P60
エア・ライフル	AR60、AR60W
ピストル	50mP、25mPW、RFP
エア・ピストル	AP60、AP60W
ビーム・ライフル	BR60、BR60W
ビーム・ピストル	BP60、BP60W

② 対象競技会

公認登録を行った全ての競技会を対象とする。

③ その他の競技会

理事会が派遣を決定した国際競技会（オンライン大会を含む）については、ラン

キングの対象とする。

(試合のグレードの公表)

第 11 条 協会は、グレード 2 以上の競技会については当該年度の開始前に、事業計画書に記載するとともに、協会の Web で公開する。

2. 協会が公認する競技会においては、競技会の開催要項等にグレードを記載するものとする。
3. グレード 3 の競技会について、事前に主管団体が試合要項を競技運営委員会へ提出し、競技運営委員会の承認を経て、協会事業計画の公認競技会一覧に記載の上、協会の Web で公表する。

(装薬拳銃、空気拳銃更新に際して認める競技会との関係)

第 12 条 装薬拳銃更新のために協会が参加を必要と認める競技会は、グレード 3 以上の競技会とする。

2. 空気拳銃更新のために協会が参加を必要と認める競技会は、グレード 4 以上の競技会とする。なお、年間で 1 回以上はグレード 3 以上の競技会参加が必要。

(ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱との関係)

第 13 条 ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱に定める競技会は、グレード 4 以上の競技会とする。

(インテグリティ教育との関係)

第 14 条 インテグリティ講習会受講必須とする競技会は、グレード 2 以上の競技会とし、原則としてエントリー時に受講済みであることを参加条件とする。

(附 則)

第 15 条 本規程の改廃は、理事会にて行う。

本規程は平成 20 年 1 月 13 日に改正され平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本規程は平成 23 年 2 月 26 日に改正され平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本規程は平成 23 年 1 月 26 日に改正され平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
4. 本規程は平成 24 年 9 月 22 日に改正され平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
5. 本規程は平成 27 年 3 月 28 日に改正され平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(第 6 条追加 G 3+以上のファイナル競技必須化)

6. 本規程は平成 28 年 2 月 20 日に改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(第 3 条 G3+は総数 30 名種目で 8 名必須等追記)

7. 本規程は 2018 年 12 月 15 日に改正され、2019 年 4 月 1 日から施行する。

8. 本規程は、2020年2月22日に改正され、2020年4月1日から施行する。
9. 本規程は2021年2月27日に改定され、2021年2月28日から施行する。
(リモート大会について追加)
10. 本規程は2021年5月29日に改訂され、2021年5月30日から施行する。
(インテグリティ教育の項目を追加)
11. 本規程は2022年7月9日に改訂され、同日施行する。(ランキング対象種目3姿勢を60発競技に変更。付表参考2G4の役員配置人数を2名に変更)
12. 本規程は2023年2月18日に改定され、4月1日から施行する(グレード1～4の再定義、役職名の定義、ランキング対象の改定、役員配置の整理)

参考1 公認競技会の格付と段級、記録公認等の一覧

グレード	受験できる 段級	記 録 公 認			
		日本記録	拳銃の参加 認定	空気拳銃の 参加認定	ライフル銃 の参加認定
G 1	制限なし	○	○	○	○
G 2	制限なし	○	○	○	○
G 3	5段まで	×	○	○ 注1 注2	○
G 4	5段まで	×	×	○ 注1 注2	○

注1) 空気拳銃の参加認定には、年間1回以上、G3以上の競技会参加が必要。

注2) ランクリストは、同一月に2回以上参加しても、空気拳銃の再推薦及びライフル銃の技能講習免除推薦に必要な参加実績としては複数の競技の参加であっても参加回数は1回として扱う。なお、推薦に必要な記録としては、試合ごとに認める。この方針は、ランクリストの全種目に適用する。

付表 2-1 G1 競技会における競技会運営役員及び競技会技術役員配置

組織委員会（競技会運営役員）

役職	必要資格	人数
大会会長	主催者代表	1名
コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）	主管責任者	1名
チーフレンジオフィサー（射場長）	本部公認	各射撃場1名
チーフRTSオフィサー（RTS長）	本部公認	1名
チーフECオフィサー（用具検査長）	本部公認	1名
レンジオフィサー（競技役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場10射座につき、1名以上配置
RTSオフィサー（RTS役員）	公認審判員	各射撃場1名以上
ECオフィサー（用具検査役員）	公認審判員	6名以上
ESTオフィサー（電子標的技術員）	公認審判員	各射撃場1名

TD及びジュリー（競技会技術役員）

名称	必要資格	人数
テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）	TD名簿掲載者	1名
ジュリーオブアピール（上訴ジュリー）	本部公認	1名
ライフルジュリー	本部公認	3名以上
ピストルジュリー	本部公認	3名以上
RTSジュリー	本部公認	3名以上
ECジュリー（用具検査ジュリー）	本部公認	2名以上

注1) 競技会運営役員と競技会技術役員は、相互に兼務できない。

注2) 選手は、自らが出場する種目以外のチーフを除く競技会運営役員は兼務できる。

注3) オフィサーは、相互に兼務できる。

注4) ライフルジュリー、ピストルジュリー、RTSジュリー、ECジュリーは、相互に兼務できる。

付表 2-2 G2 競技会における競技会運営役員及び競技会技術役員配置

組織委員会（競技会運営役員）

役職	必要資格	人数
大会会長	主催者代表	1名
コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）	主管責任者	1名
チーフレンジオフィサー（射場長）	本部公認	各射撃場 1名
チーフ RTS オフィサー（RTS 長）	本部公認	1名
チーフ EC オフィサー（用具検査長）	本部公認	1名
レンジオフィサー（競技役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 10 射座につき、1名以上配置
RTS オフィサー（RTS 役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 1名以上
EC オフィサー（用具検査役員）	公認審判員が望ましい	4名以上
EST オフィサー（電子標的技術員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 1名

TD 及びジュリー（競技会技術役員）

名称	必要資格	人数
テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）	TD 名簿掲載者	1名
ジュリーオブアピール（上訴ジュリー）	本部公認	1名
ライフルジュリー	本部公認	3名以上
ピストルジュリー	本部公認	3名以上
RTS ジュリー	本部公認	3名以上
EC ジュリー（用具検査ジュリー）	本部公認	2名以上

注1) 競技会運営役員と競技会技術役員は、相互に兼務できない。

注2) 選手は、自らが出場する種目以外の競技会運営役員は兼務できる。選手は、自らが出場する種目以外の競技会技術役員のうち、TD、ジュリーオブアピール、チェアパーソンを除いたジュリーを兼務できる。

注3) オフィサーは、相互に兼務できる。

注4) ライフルジュリー、ピストルジュリー、RTS ジュリー、EC ジュリーは、相互に兼務できる。

付表 2-3 G3 競技会における競技会運営役員及び競技会技術役員配置

組織委員会（競技会運営役員）

役職	必要資格	人数
大会会長	配置が望ましい	1名
コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）	配置が望ましい	1名
チーフレンジオフィサー（射場長）	公認審判員が望ましい	各射撃場 1名
チーフ RTS オフィサー（RTS 長）	公認審判員が望ましい	1名
チーフ EC オフィサー（用具検査長）	公認審判員が望ましい	1名
レンジオフィサー（競技役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 10 射座につき、1名以上配置
RTS オフィサー（RTS 役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 1名以上
EC オフィサー（用具検査役員）	公認審判員が望ましい	1名以上
EST オフィサー（電子標的技術員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 1名

TD 及びジュリー（競技会技術役員）

名称	必要資格	人数
テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）	本部公認	1名
ジュリーオブアピール（上訴ジュリー）	本部公認	1名
ライフルジュリー	チェアパーソンのみ公認審判	1名以上
ピストルジュリー	チェアパーソンのみ公認審判	1名以上
RTS ジュリー	チェアパーソンのみ公認審判	1名以上
EC ジュリー（用具検査ジュリー）	チェアパーソンのみ公認審判	1名以上

注 1) 競技会運営役員と競技会技術役員は、相互に兼務できない。

注 2) 選手は、競技会運営役員は兼務できる。選手は、競技会技術役員のうち、TD、ジュリーオブアピール・チェアパーソンを除いたジュリーを兼務できる。

注 3) 競技会運営役員は、相互に兼務できる。

注 4) 競技会技術役員は、TD、ジュリーオブアピール・チェアパーソンを除き、相互に兼務できる。

付表 2-4 G4 競技会における競技会運営役員及び競技会技術役員配置

組織委員会（競技会運営役員）

役職	必要資格	人数
大会会長	配置が望ましい	1名
コンペティションマネージャー（競技会運営責任者）	配置が望ましい	1名
チーフレンジオフィサー（射場長）	公認審判員が望ましい	各射撃場 1名
チーフ RTS オフィサー（RTS 長）	公認審判員が望ましい	1名
チーフ EC オフィサー（用具検査長）	公認審判員が望ましい	1名
レンジオフィサー（競技役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 10 射座につき、1名以上配置
RTS オフィサー（RTS 役員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 1名以上
EC オフィサー（用具検査役員）	公認審判員が望ましい	1名以上
EST オフィサー（電子標的技術員）	公認審判員が望ましい	各射撃場 1名

TD 及びジュリー（競技会技術役員）

名称	必要資格	人数
テクニカルデレゲート（競技会技術責任者）	公認審判	1名
ジュリーオブアピール（上訴ジュリー）	公認審判	1名
ライフルジュリー	公認審判員が望ましい	1名以上
ピストルジュリー	公認審判員が望ましい	1名以上
RTS ジュリー	公認審判員が望ましい	1名以上
EC ジュリー（用具検査ジュリー）	公認審判員が望ましい	1名以上

注1) 選手、競技会運営役員、競技会技術役員は、TD を除き、相互に兼務できる。